

(戦前)

寺社総代 所得税調査委員 徵兵参事員
兵員宿舎予約人 組頭 学務委員 衛生組合
赤病病予防委員 害虫駆除委員 区長、区長代理
戦時農業督励部 兵事支会 消防組
治安組（以上明治時代） 駐在巡查 青年会
力行会 農業調整委員（以上大正時代）

(戦後)

民生委員 社会教育委員 農地委員 食糧
調整委員 食糧増産委員 配給委員 消防団
農業調整員 教育協議会 農業委員会 教育委員会
地区長・駐在巡查については戦後においても存続した。

6 川上村政（川名津浦・上泊浦）

1890（明治23）年1月4日に村会議員12人が選挙され、同年3月1日に村長の就任があった。

初期の村政は、3役のほかに職員数は2人であるが、1936（昭和11）年の村勢一覧によると、書記2人・技術員1人にすぎなかった。しかし、戦後における行政需要の増大によって合併時点では村長以下12人となった。また、1947（昭和22）年以降の議員数は16人であった。村内は、川名津・上泊・白石の3区に区長及び区長代理を置き、村政の補助に当たらせた。このため、1936（昭和11）年、区長には9円の年額報酬が支給されている。また、同年度予算額1万7,194円に対して、一般基本財産額は9,941円となっている。1955（昭和30）年八幡浜市に編入された。

7 真穴村政（穴井浦・真綱代浦）

1900（明治33）年の村政は3役・書記2人・使丁1人・議員12人・学務委員3人のほか、穴井・真綱代・大島の3区に長を置き運営されていた。このような村政機構も、太平洋戦争前後にかけての食糧の増産と日用必需物資の配給事務の新設や、民生・教育事務の充実などのために、合併時には学校使丁3人を加えると村長以下17人の職員となった。また、1947（昭和22）年の自治法施行によって、同年から村議会は16人で構成されるようになった。



写真2-4 双岩村役場
1931（昭和6）年撮影 八幡浜市データベースより



写真2-5 川上村役場
八幡浜市データベースより



写真2-6 真穴村役場前の職員
竹中京子氏蔵

1921（大正10）年の村勢一覧によると、同村でも貧民救助基金が設けられていた。

陸地部の穴井と真綱代は集落に大差はなかったことから、公共施設の統合や配置には特に関心が強かった。このため、学校については1937（昭和12）年、現在地へ落着したもの、長年の懸案であった役場の建設はなされず、仮住まいでの過ぎてしまった。1955（昭和30）年八幡浜市に編入された。

また、大島地区については、八幡浜市制施行前後1935（昭和10）年頃から分村合併の話があり、1937（昭和12）年3月、市会村会の議決を得て上申まで至ったものの漁場問題が未解決であったため、県知事の認可が得られず、1955（昭和30）年の合併まで持ち越された。

8 日土村政（日土村）

日土村は、面積25.88 km²で合併町村の中では最も広大な区域を占めていた。1943（昭和18）年7月当地方を襲った集中豪雨による洪水で、古い記録は、村役場とともに流失した。

1932（昭和7）年4月に発行された村報によると、3役のほかに書記5人と産業技術員1人が配置され、村会は12人で構成されるとともに、22の行政区に区長・副区長が置かれている。この村報に掲載された1930（昭和5）年度決算をみると、歳入が3万3,946円9銭、歳出が2万4,242円17銭となっている。

戦後、日土村政は、1943（昭和18）年の水害による役場再建に当たり、位置の決定をめぐって川辻以東の地区的分村問題さえ持ち上がるほどの紛糾があったが、1950（昭和25）年10月3日の村議会で新堂の元日土支所の位置に変更、1955（昭和30）年八幡浜市に編入された。

第3節 旧保内町合併地区の行政

1 喜須来村（喜木村・須川村）

1872（明治5）年区制が定められ、喜木村・須川村・日土村が第7大区の第小6区となつた。その後、1880（明治13）年区を廃止して、「区町村会法」が改正され、喜木村・須川村・大平村をもって喜木村となるも、1889（明治22）年市制・町村制実施により、喜木村・須川村の合併で喜須来村を形成することになる。

初代村長には翌年2月に菊池武城が任命さ



写真2-7 日土村役場前の村長ほか
1936-1940（昭和11-15）年頃 清水眞一氏蔵



写真2-8 喜須来村役場
八幡浜市データベースより

こうぎょかん
交誼館 1879（明治12）年2月、設立許可を得て、矢野源四郎が、川之石浦に「交誼館」を設立した。生徒数は50人、教科は変則中学科（英語教育）で、杉谷榮らが指導に当たった。

2 明治中期の教育

(1) 小学校制度の整備

さきの教育令では、学校の設置及び教科の内容についても、自由放任になりがちであったために、教育事業の効果はかえって後退する傾向を示した。

そこで政府は1886（明治19）年4月に小学校令を発布した。なお、学校令として帝国大学令・師範学校令・中学校令・小学校令も発布された。

小学校令によると、小学校は尋常・高等の2段階に分けられ、小学校の設置区域及び位置は、府知事・県令が定めると規定している。児童の学齢は6年から14年までの8か年とし、父母・後見人などには、学齢児童に少なくとも4か年の修業年限の尋常小学校を卒業させることを義務づけている。これは、名実ともに義務教育制度が確立されたものとして、画期的な意義をもつものであった。しかし、地方の状況によっては、簡易小学校を設けて、尋常小学校に代用することを許された。また、小学校の経費については、授業料によって支弁することを原則とした。不足分は寄附金・町村費で賄うこととされた。

尋常小学校では、「修身・読書・作文・習字・算術・体操・図画（又は唱歌）」を、高等小学校では、前記の教科のほか「地理・歴史・理科・裁縫（女）」を置き、地域の状況により加設科目として「英語・農業・手工・商業」を認めた。

小学校の学年終始は、9月1日～7月31日とされたが、1889（明治22）年10月3日の改正で、今日のように4月1日～3月31日となった。この頃の小学校的授業時間は、1日5時間を原則とし、休日は日曜・大祭日・祝日・氏神祭日・冬季（12月25日～1月7日）・夏季（8月1日～8月31日）と定められ、農繁などのため1か年に2週間以内休業することも認められた。小学校簡易科については、その修業年限を3か年、授業時間を1日3時間とした。その学科は、「読書・作文・習字・算術」で、読書科中に「修身」の事項を口授することとした。

(2) 小学校制度の確立

1890（明治23）年10月7日、市町村制成立による新しい地方行政制度に、小学校に関する教育行政事務を適合させるために「小学校令」が改正された。

改正された主なものは、次の点である。

- 一 小学校簡易科を廃止し、尋常小学校の修業年限を3年又は4年、高等小学校を2年か3年又は4年としたこと。
- 一 小学校に専修科・補習科を付設し、徒弟学校・実業補習学校を小学校の種類として編入したこと。
- 一 市町村が尋常小学校の設置主体であることを明確にしたこと。
- 一 郡視学・学務委員を設けたこと。

また、小学校の目的を明示したことが注目される。従来、小学校は普通の教育を児童に授けるところとされていたが、この小学校令では、第一条に「小學校ハ児童身體ノ發育ニ留意シテ、道德教育及國民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と規定さ

れ、小学校は、道徳教育・國民教育・知識技能教育の3つから成り立つことが明らかにされた。これは、1941（昭和16）年の國民学校令が公布されるまで、我が國の小学校教育を規制することになったのである。しかし、当初は種々の理由により児童の就学率は低く、県は1892（明治25）年4月に「學齡児童就学規則」を定めて、市町村に対し就学督促指導を強く勧めた。こうして、小学校に関する諸事項が具体的に規定された結果、小学校教育の國家的統制が強められたが、同時に小学校における教育水準を高めることになった。この小学校令によって、我が國の小学校制度は確立したといえよう。

郡立八幡浜高等小学校 高等小学校は、1887（明治20）年時において、各郡役所単位に1校ずつ設けられ、八幡浜町には郡立八幡浜高等小学校が設立された。1891（明治24）年当時、「修身科・作文・漢文・読本・算術科・歴史・地理・理科・体操・美術科・唱歌・英語」などの授業が行われていたことが、当時の生徒のノートでうかがうことができる。学校制度が無からの出発であったのに、整備充実されたのは、当時の人々の旺盛な活力によるものであろう。

作文を見ると、高等小学校1年では、入学を知らせる文、書物を注文する文、反物を注文する文、新茶を送る文、同返事の文、病気見舞いの文、暑中見舞いの文など、日用文を中心とした授業であった。



写真1-6 寻常小学校初学第一読本
1887（明治20）年



写真1-7 八幡浜高等小学校 1889（明治22）年
『八幡浜小学校60周年大記念誌』1935（昭和10）年発行より

組合立青石高等小学校の設立 八幡浜・西宇和地方で1か所の設置は、生徒の通学に不便であった。また、その学校が位置している町村の専有物のような情況になるのもやむをえなかった。このような傾向は全国的なものであったので、小学校令では市町村単位又は町村学校組合で高等小学校を設置することを認めた。

愛媛県ではこれに基づき、高等小学校はなるべく多数の町村を組み合わせて設置するように指導した。従来の郡立高等小学校は廃止され、1892～93（明治25～26）年中に組合立高等小学校・町村立高等小学校・尋常高等小学校の設置願いが相次いで県知事に出され、やがて認可された。

青石高等小学校は、1892（明治25）年9月設立が認可され、宮内村清水に設置された。修業年限は4年で、児童数は創立の頃、男165人・女35人の計200人であった。地元に高等小学校が誕生し、通学が容易になり進学者も増え、当地域の小学校教育は充実し、教育界にとっても一大躍進であった。

佐々木 長治（馨） 1894～1970（明治27～昭和45）年

伊方村湊浦に生まれた。宇和島中学を経て東京高等商業学校（現一橋大学）を卒業、亡父の名を襲名した。伊方郵便局長を振り出しに、西南銀行（伊方村）、第二十九銀行・豫州銀行・伊予相互貯蓄銀行の頭取を経て、南予の銀行をまとめ、伊予合同銀行への大同合併の橋渡しをした。この間、金融界にあること27年の長きにわたった。

1924（大正13）年、衆議院議員に当選し、2期6年、また1939（昭和14）年には貴族院議員として、8年間広く国政に携わり活躍した。

また、地方にあっては、県森連会長、伊予鉄道株取締役、四国電力監査役、八幡浜商工会議所会頭などの重職を歴任、第3代八幡浜市長（1940（昭和15）～1941（昭和16）年）の職にあっては、当時の食糧増産政策の推進など、全力をもって市政の進展に努力し、多大の功績を残した。

教育にも関心が深く、地方の青年子女教育のため、父が創立した伊方実践農業学校（1948（昭和23）年県立川之石高等学校に併合）を経営した。また育英事業をおこして後進の指導に尽くし、1914（大正3）年に父が創設した佐々木愛郷会を引き継ぎ、人材養成にも心を碎いた。76歳で没した。

佐々木 秀治郎 1864～1947（元治元～昭和22）年

伊方浦に生まれた。北予中学、東京の三菱商業学校を卒業した。23歳で伊方浦戸長になった。その後、宮内村の佐々木家へ養子に迎えられた。宮内村の村議・村長に就任した。また1899（明治32）年10月県議会議員、1903（明治36）年10月郡議会議員、1905（明治38）年12月村農会長などを歴任し、その後も地方の政財界で活躍した。中でも、宮内村有林の育成が注目される。1898（明治31）年34歳で第6代宮内村長に就任すると、10代、13・14代村長も歴任し、同村北部の原野に着目し、「宮内村有林保護植樹条例」及び「宮内村有林運営細則」を制定した。この制度によって約110haの植林が完成した。

1955（昭和30）年保内町に合併の際、この村有林宮内財産区に引き継がれ、その伐採代金によって地区の公共施設などが整備されている。

村民は、1949（昭和24）年に簪女ヶ峰に安倍能成書の「造林之父佐々木秀治郎翁頌徳碑」を、1951（昭和26）年には「先賢の碑」を建立し、後世にその功績をたたえている。

山口県宇部市に移住し、83歳で没した。

左氏 珠山（権） 1829～1896（文政12～明治29）年

舌間浦で生まれた。幼名を権、珠山と号した。14歳のとき、宇和島の泰平寺に入り禪を学ぶ。後、大坂に上り、大坂出身の儒学者篠崎小竹の門に入る。1847（弘化4）年宇和島に帰り、上甲振洋の門に入り十余年間その教えを受けた。1854（安政元）年、振洋に従って八幡浜に帰り、舌間に住み「余学樓」（振洋の私塾）を手伝いながら、近所の子弟も教えた。

1860（万延元）年卯之町に移り、大師堂（後に申義堂に発展）で塾を開いた。



翌年、藩主から左氏の姓を賜り士籍に列せられ、文学教授となる。1869（明治2）年、藩命により宇和島に帰り、明倫館舎長・教授になった（申義堂を離れるときの状況を「申義堂記」に記している）。

1872（明治5）年、元梅之堂三尊仏の八幡浜への返還は、珠山が旧藩主に進言したことによる伝えられている。同年八幡浜第一〇四番神山学校の教員となり、当地に帰った。

1875（明治8）年法官（判事補）となったが、後教員に復し、1892（明治25）年愛媛尋常中学校（後の松山中学）の漢文教師となった。1895（明治28）年には、夏目漱石と一緒に勤務し、漱石の『坊っちゃん』の漢文先生のモデルと伝わっている。

1894（明治27）年、矢野崎第一尋常小学校（現白浜小学校）の碑文を作った。その末尾に「…
諸君之うちにまちものこしまつとうじ
嗟呼学此校者能 全知德体三育…」とある。

1896（明治29）年、愛媛尋常中学校南予分校（宇和島東高校の前身）に転任した。66歳で没した。

塩崎 宇宙 1911～1990（明治44～平成2）年

現在の大坂市西区港堀江通りで生まれた。大阪の学校を卒業後、1927（昭和2）年東京美術学校（現東京芸術大学）に入学、彫刻を朝倉文夫・北村西望らに学んだ。その後、大連・松山を経て大阪に戻り、そこで結婚した妻・富美子（市内大平出身）の生まれ故郷である八幡浜市に移り住み、1944（昭和19）年に設立された八幡浜工業学校で教職を務めた。

昭和初期から同20年代前半までは大阪城の天守閣・金の鼈鉢の制作や、大連での活動を通じ芸術活動の基盤を築き、彫刻・彫塑家としての本格的な活動は、戦後八幡浜市で開始した。

人生の大半を八幡浜市で過ごし、「青少年の成長と平和」をモチーフに48年間創作活動を続けた。国体記念の「青年像」・「天文犬チロ像」・「植村直己レリーフ」など、その作品はどこまでも実像に忠実で、ほかにも数多くの作品を残している。市内には、八幡神社前に「平和の塔・平和の鳩」、愛宕中学校に「野口英世博士の像」、四国山に「弘法大師像」などが残っている。「中国四光峰」のレリーフの制作を続ける中、78歳で没した。

柴田 高義 1904～1975（明治37～昭和50）年

磯津村広早に生まれた。1921（大正10）年私立北予中学校を卒業し、松山高等学校文科に進んだ。

さらに、1924（大正13）年東京帝国大学法学院法律学科に入学した。在学中既に、難関と言われていた高等文官試験に合格した。卒業後直ちに官界の登龍門と言われた内務省に入り、以後官僚としての道を歩んだ。

本省勤務のほか、茨城・奈良・岡山・福岡各県において課長、部長職を歴任し、また昭和の戦時色濃い時代にあって学務部長、官房長の要職を務めた。

1943（昭和18）年、満州・南方方面への開拓の士を送り出すという国策に対し、労働力の減少と生産力の減退に見舞われた沖縄県の危機に対処して、高義は「県外自由出稼抑制策」を実施した。

